

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年6月24日

滋賀県知事

殿



提出者

住所 滋賀県湖南市岩根字焼尾136-4

氏名 (株)安部日鋼工業 滋賀工場
工場長 今西 秀治

電話番号 0748-75-1551

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称

株式会社 安部日鋼工業 滋賀工場

事業場の所在地

滋賀県湖南市岩根字焼尾136-4

計画期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類

21：窯業・土石製品

②事業の規模

製造品出荷額：10億3700万円

③従業員数

10人

④産業廃棄物の一連の処理の工程

別紙のとおり

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	コンクリートガラ	木くず	廃プラ
	排出量	1,315.9 t	60.0 t	27.1 t
	(これまでに実施した取組) ・コンクリートガラの削減 ①最終バッチの量の連絡調整をし、打設残コンを減らす。 ②残コンは可能な限り場内設備に転用する。 ③中間検査を徹底し、不良品を減らす。 ・木くず、廃プラ ①一般ゴミとの分別徹底 ②納入業者のパレット引取り			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	コンクリートガラ	木くず	廃プラ
	排出量	1,302.7 t	59.4 t	26.8 t
	(今後実施する予定の取組) ・コンクリートガラの削減 ①残コンの場内設備への転用を促進する。 ・木くず、廃プラ ①梱包材の梱包方法の変更 ②梱包材の少ない業者の選定			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・コンクリートガラ(再生)、木くず(再生)、ダンボール(再生)、 廃プラ(再生)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度（令和3年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	コンクリートガラ	ホクス	廃プラ
	全処理委託量	1,315.9 t	60 t	27.1 t
	優良認定処理業者への処理委託量	—	—	—
	再生利用業者への処理委託量	1,315.9 t	—	—
	認定熱回収業者への処理委託量	—	—	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	60 t	11.1 t
	(これまでに実施した取組)			
廃プラを分別し、再生利用の量を増やす。				

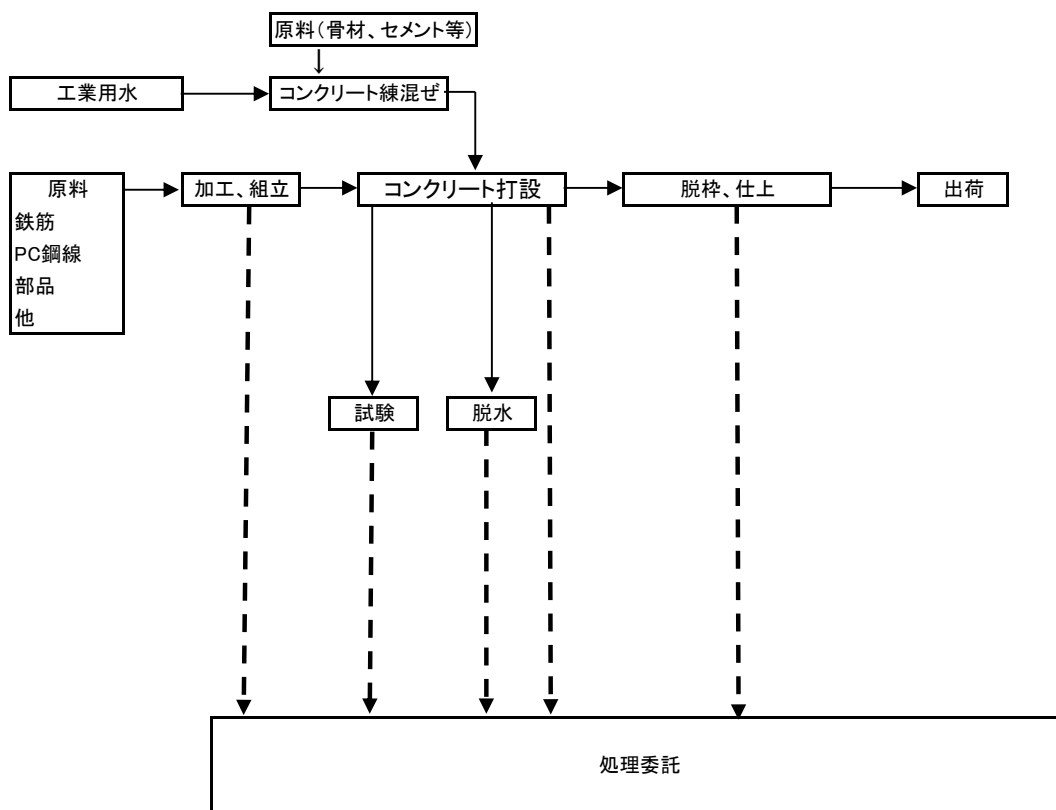
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	コンクリートガラ	ホクズ	廃プラ
	全処理委託量	1,302.7 t	59.4 t	26.8 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	—	—	—
	再生利用業者への 処理委託量	1,302.7 t	—	—
	認定熱回収業者への 処理委託量	—	—	—
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	—	59.4 t	11 t
(今後実施する予定の取組)				
※事務処理欄				

(第6面)

備考

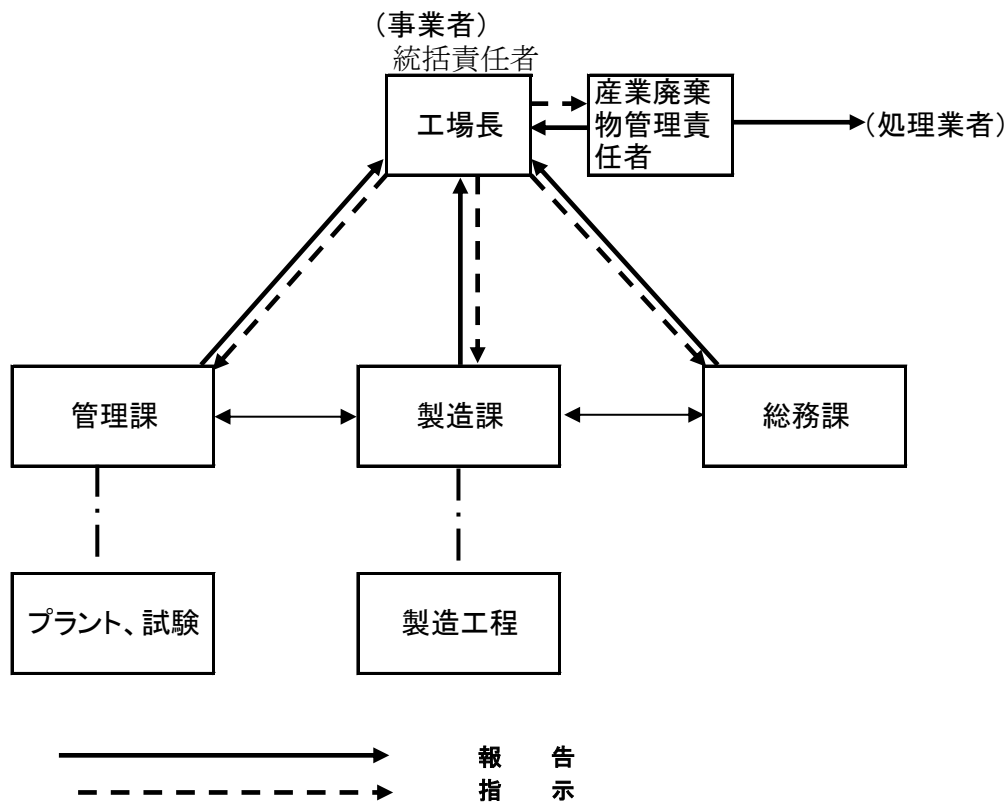
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

〔産業廃棄物発生工程フロー〕



添付資料 管理体制図及び各部署の役割

〔管理体制図〕



〔各部署の役割〕

部 署	役 割
工場長	<ul style="list-style-type: none"> 法令・条例及びその他の要求事項に従い、廃棄物の管理体制の形成と維持管理。 産業廃棄物管理責任者を指名する。 廃棄物の管理状況を把握及び産業廃棄物管理責任者からの報告及び提言により、事業所内の管理の改善を行う。 緊急時の対応と計画的な改善 作業員に対する計画的な教育、訓練
産業廃棄物管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の管理における実務管理責任者 工場長の指示のもとに、廃棄物削減及び管理体制の推進を行う。 廃棄物の分類及び最終保管所への移動に対する指示、指導。 新規及び継続委託先への定期的な立ち入りの実施と管理。 マニフェスト及びその他の廃棄物に関する帳票類の管理 工場長に対する提言
製造課	<ul style="list-style-type: none"> 製造工程の作成、管理
管理課	<ul style="list-style-type: none"> 品質管理 プラントの管理 残コンの管理、及び削減管理
総務課	<ul style="list-style-type: none"> 会計事務